

派遣法改正に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の、情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。以下、当社における情報提供項目を公開いたします。（2020年10月1日～2021年9月30日）

■株式会社アントレンド

所在地 東京都港区芝浦2-1-4-1 3MCK 芝浦ビル6階

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業社数	派遣料金の平均額 (1日8時間当たり換算)	派遣社員の賃金の平均額 (1日8時間当たり換算)	マージン率
15人	8社	28,984円	17,160円	40.7%

【マージンに含まれる費用】

社会保険料		健康保険料、厚生年金料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
福利厚生費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません） 健康診断受診料、予防接種費用、社内親睦会補助金費用、勤務優良者への贈答品費用
教育研修費		資格取得費、講習受講費用
会社運営経費	求人費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費
	就業管理費用	就業に関する費用 (教育訓練、派遣先紹介、面接交通費、事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続費用、事務所費、通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金・社会保険料・福利厚生費・教育研修費・会社運営経費を差し引いた利益

2.教育訓練に関する事項

ビジネス研修、情報セキュリティ研修、スキルアップ研修会

3.その他参考と認められる事項

社会保険、年次有給休暇、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、資格取得バックアップ制度、社内親睦会補助金制度、勤務優良者への贈答品

関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設やその他サービス(社会保険加入者のみ)